

11 福祉・保育等関係

ア 介護

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
認知症高齢者に対する介護 (厚生労働省)	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	計画・福祉ア	逐次実施		
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	A L S以外の在宅患者に対する医行為について、今後必要に応じて検討し、結論を得る。	計画・福祉ア b	逐次検討・結論		
P F I法を活用した公設民営方式(B T O方式)の推進 (厚生労働省、内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(P F I法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式(B T O方式)は、官民の契約に基づいて、P F I事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買収した上で、これを当該P F I事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買収する費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者を使用させることができる」としているP F I法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、P F Iを活用した公設民営を促進する。	計画・福祉ア	逐次実施		
高齢者介護の新しい仕組みの在り方 (厚生労働省)	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容(評価)を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。	計画・福祉ア	逐次実施		

## イ 保育

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
認可保育所における利用者との直接契約の導入等 (厚生労働省)	<p>認可保育所においては、入所資格が「保育に欠ける子」に限られる。しかも利用者と施設が直接利用契約を結ぶのではなく、市町村が利用者に対し施設を割り当てるため、施設側のサービス向上へのインセンティブが希薄となるとの指摘もある。</p> <p>したがって、就学前の子どもであれば入所可能とするとともに、利用者が保育所を選択できるよう、施設と利用者との間の直接契約を容認することを検討する。</p> <p>また、保育料については、国によって徴収基準が示されているが、国の基準以上に階層区分が細かく設定されている市町村も散見され、それにより利用者の負担が更に押さえられている実態もある。そこで、低所得者層等への配慮を前提として、サービス内容に見合った対価を利用者が支払う負担方式とすることも含め、保育料についても利用者との契約に基づいて、原則自由に設定できるようにすることを検討する。そのことにより、夜間保育や病児・病後児保育など利用者の多様なニーズにきめ細かく対応する保育所が更に拡大することが期待される。</p> <p>上記の施策については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、「低所得者層や母子世帯等の保育の確保など一定のルールが必要であることから、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所にも導入することを検討する」とされている。</p> <p>したがって、「認定こども園」における直接契約、保育料の自由化等の実施状況等を把握・検証し、保育所にも導入することを検討する。</p>	重点・福祉(1)	～ については、認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者に対する直接補助方式の導入等(厚生労働省)	<p>認可保育所とそれ以外の保育サービスとの間で公的補助に大きな格差があるため、認可保育所を利用し、間接的に多額の補助を受けている世帯と、認可外サービスを利用し、公的補助をほとんど、あるいは全く受けていない世帯との間で負担に大きな開きがあるとの指摘もある。</p> <p>そこで、利用者の負担を公平化するため、運営費等の公的補助を現行の施設への補助から就学前の子どもを持つすべての家庭に対する直接補助方式への転換を検討する。その際、社会福祉制度としての保育の性格を変え、子育てを広く社会全体で支援するという共助の考え方に立って、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする社会保険制度への転換(「育児保険(仮称)」の創設)も併せて検討する。</p> <p>また、直接補助方式の導入に際しては、児童の年齢や家族状況、保育の緊急性などを基本に各家庭の「要保育度」を設定し、その度合いごとに公的補助の対象となる1か月間の保育サービスの利用量の上限を設定することも検討する。</p>	重点・福祉(1)			
保育サービスの情報公開の促進等(厚生労働省)	<p>直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に公開を義務付けることを検討する。</p> <p>併せて、在宅サービスについても、必要な情報提供の在り方について検討する。</p>	計画・福祉イ			
夜間保育、休日保育の推進(厚生労働省)	<p>定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。</p>	計画・福祉イ	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所等の 受入児童数 の拡大 (厚生労働省)	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	計画・福 祉イ	逐次実施		
「認定こども 園」の活用促 進 (文部科学省、 厚生労働省)	a 平成18年10月より制度化された認定こども園について、より多くの施設が認定を受け、広く普及するよう、各自治体における認定状況や施設の利用状況などを把握・評価・公表し、適宜、制度の改善を図る。	重点・福 祉(1) ア	適宜措置		
	b 利用者、事業者の双方が活用しやすい制度となるよう、申請、会計報告、監査等の事務処理について、様式の統一などの手続きの簡素化などを図る。	重点・福 祉(1) イ	適宜措置		
放課後児童 の受入体制 の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	計画・福 祉イ	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進		

## ウ 両立支援

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
育児休業等の取得の円滑化 (厚生労働省)	<p>労働者が育児休業を終了し、一度業務に復帰した後に、育児・介護休業法に定める最低基準として、再度育児休業の申出が可能となる場合については、現在、配偶者が傷病などにより育児ができないなど、配偶者の事情に係る極めて限定的な「特別な事情」の場合のみに制限されている。また、育児・介護休業法第23条においても、1歳未満の子を養育する労働者に対して「育児休業に準ずる措置」が規定されていない。</p> <p>一方で、1歳未満の子を養育する労働者が、長期にわたる子どもの疾病が発覚した場合や現在受けている保育サービスが受けられなくなった場合など、養育する子どもや養育環境の事情等により、やむを得ず再度育児休業を取得する必要性が生じることも十分あり得る。また、そのような場合などにおいて、法を上回る企業の独自の措置で再度の育児休業を取得したとしても、社会保険料の免除を受けられないという実態もある。</p> <p>このようなことを踏まえ、再度育児休業の申出が可能として厚生労働省令で規定している「特別な事情」の範囲等の見直しを検討する。</p>	重点・福祉(2)	平成19年度検討開始、速やかに結論		
次世代育成支援対策推進法に係る運用の見直し (厚生労働省)	<p>ア 一般事業主行動計画の情報開示等</p> <p>各事業主に対して、原則として一般事業主行動計画の開示を求めることや都道府県労働局に行った届出について、その記載事項のうち一般への開示が有意義と考えられるものについて労働局がその届出内容を開示する(その際、事務コストの軽減のため、書面による各都道府県労働局への届出をウェブ上の登録の形で受理するなどのIT化を図る)ことなどにより、一般事業主行動計画の内容について広く国民が知り得る制度に見直すことを検討する。</p>	重点・福祉(2) ア	平成19年度中結論、逐次措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>イ 一般事業主に対する認定制度の見直し</p> <p>一般事業主に対する認定制度については、各事業主にとって、社会的責任を全うするという観点から、認定取得に向けた意欲が高く、有意義な制度であるとの意見が多い。</p> <p>一方で、男性の育児休暇に関する認定の基準が労働者数の多寡にかかわらず1名以上であることなど、社会的に「子育てをサポートしている」と広告できる企業として不十分ではないかとの指摘もあり、今年度から始まる各事業主に対する認定状況等を踏まえ、より効果的な制度となるよう見直しを行う。</p>	重点・福祉(2) イ	認定状況を踏まえ、逐次措置		

## エ 障害者施策

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づき、旅客施設・車両等、道路、信号機、都市公園、路外駐車場、建築物等のバリアフリー化を一体的・総合的に推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。</p>	計画・福祉ウ	逐次実施		
<p>障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)</p>	<p>高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は障害者自立支援法に基づく介護給付費としている。介護保険制度と障害者福祉制度との関係について検討を行う。</p>	計画・福祉ウ	逐次検討		